

京都府立医科大学附属図書館運営協議会規程

昭和 47 年 1 月 25 日

京都府立医科大学訓令第 1 号

改正 平成元年 2 月 9 日訓令第 1 号 平成 2 年 10 月 30 日訓令第 33 号

平成 5 年 3 月 31 日訓令第 2 号 平成 8 年 4 月 1 日訓令第 3 号

平成 10 年 2 月 17 日訓令第 3 号 平成 14 年 4 月 1 日訓令第 号

京都府立医科大学附属図書館運営協議会規程を次のように定める。

京都府立医科大学附属図書館運営協議会規程

(設置)

第 1 条 京都府立医科大学附属図書館(以下「図書館」という。)の運営に関する事項を協議するため、図書館運営協議会(以下「協議会」という。)をおく。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、月の事項を協議する。

- (1) 図書館の企画運営に関すること。
- (2) 図書館関係諸規程の改廃に関すること。
- (3) その他図書館に関する重要な事項に関すること。

(構成等)

第 3 条 協議会に会長を置き、図書館長をもって充てる。

2 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教養教育教室担当の教授 1 名及び助教授又は講師 2 名
- (2) 基礎医学又は社会医学教室若しくは附属脳・血管系老化研究センターの病態病理学部門若しくは社会医学・人文科学部門担当の教授 1 名及び助教授又は講師 2 名
- (3) 臨床医学教室又は附属小児疾患研究施設若しくは附属脳・血管系老化研究センターの臨床医学部門担当の教授 1 名及び助教授又は講師 2 名
- (4) 看護学科の教授 1 名及び助教授又は講師 1 名

3 前項各号の講師には講師(学内)を含むものとする。

4 委員は、図書館長の推薦に基づき、京都府立医科大学教授会において選出する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

6 委員に欠員が生じた場合において、補欠の委員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び議長)

第 4 条 会長は、必要に応じて協議会を召集しその議長となる。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が会議の議長となる。

3 委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、会長は、協議会を召集しなければならない。

(会議の成立)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(協議会委員でない者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の協議会への出席を求めることができる。

(協議会の事務)

第7条 協議会の事務は、図書館において処理する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年2月9日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月30日訓令第33号)

この訓令は、平成2年11月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日訓令第2号)抄

1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月17日訓令第3号)

この訓令は、平成10年3月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日訓令第 号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。